

議案第 11 号

立川市生涯学習推進審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

所掌事項並びに委員の任命方法及び委任の規定の見直しによる。

立川市生涯学習推進審議会条例の一部を改正する条例

立川市生涯学習推進審議会条例（平成4年立川市条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(所掌事項) 第2条 審議会は、<u>立川市教育委員会（以下「委員会」という。）</u>の諮問に応じ、生涯学習推進計画及び生涯学習の推進に係る施策について調査審議し、答申する。 2 審議会は、生涯学習の振興に関する事項について、<u>委員会</u>に建議することができる。 (委員) 第4条 委員は、次の各号に掲げる者につき、<u>委員会</u>が立川市長（以下「市長」という。）と協議して任命する。 (1)～(4) ……略 2及び3 ……略 (委任) 第8条 この条例の施行について必要な事項は、<u>委員会</u>が市長と協議して別に定める。	(所掌事項) 第2条 審議会は、<u>市長</u>の諮問に応じ、生涯学習推進計画及び生涯学習の推進に係る施策について調査審議し、答申する。 2 審議会は、生涯学習の振興に関する事項について、<u>市長</u>に建議することができる。 (委員) 第4条 委員は、次の各号に掲げる者につき、<u>市長</u>が任命する。 (1)～(4) ……略 2及び3 ……略 (委任) 第8条 この条例の施行について必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。